

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和2年12月28日（令和2年（独個）諮問第49号ないし同第52号）

答申日：令和3年10月4日（令和3年度（独個）答申第30号ないし同第33号）

事件名：本人に係る「クリニック初診日が訂正されていない事由及び根拠」等の不開示決定に関する件

本人に係る特定文書の作成に当たって特定職員等に確認した内容を示す文書等の不開示決定に関する件

本人に係る特定文書の写しの存否に関して矛盾した回答となっている根拠を示す文書等の不開示決定に関する件

本人に係る特定文書等が虚偽ではない根拠が存在にもかかわらず虚偽ではないとする事由及び根拠を示す文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書4に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和2年10月8日付け2高障求発第260号ないし同第262号及び同年11月12日付け同第300号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する各審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 原処分1

(ア) 理由

a 当開示請求において問い質し糾弾している虚偽公文書二通は下

記のとおりである。(中略)

b 審査請求人は当開示請求において前述した虚偽公文書二通について問い質し糾弾しておりその記載内容を裏付ける事由及び根拠の開示を請求している(中略)。以下において論駁するとおりその回答は他の公文書等と矛盾している(中略)。

c ないし h 略

(イ) 要求

行政不服審査法(以下「審査法」という。)に基づき以下の諸点を要求する。

a 31条1項 口頭意見陳述を要求する。

b 33条 原処分を裏付ける関係書類の証拠提出を要求する。

c 34条 下記の三名に対して(中略)陳述することを要求する。
(中略)

d 36条 下記の三名に対して(中略)質問することを要求する。
(中略)

e 38条1項 前述33条に基づき証拠提出された関係書類の閲覧及び交付を要求する。

(以下略)

イ 原処分2

(ア) 理由

a (中略)開示請求対象文書が「不存在」と答えているがこれは以下の諸点から論理的にあり得ず、また公文書について跡付け検証が合理的になされていないので公文書等の管理に関する法律11条1項に違反している。

b ないし e 略

(イ) 要求

審査法に基づき以下の諸点を要求する。

a 31条1項 口頭意見陳述を要求する。

b 33条 原処分を裏付ける関係書類の証拠提出を要求する。

c 34条 前述したとおりである。

d 38条1項 前述33条に基づき証拠提出された関係書類の閲覧及び交付を要求する。

(以下略)

ウ 原処分3

(ア) 理由

a (中略)開示請求対象文書は「不存在」と答えているが公文書について跡付け検証が合理的になされていないので公文書等の管理に関する法律11条1項に違反している。

bないしg 略

(イ) 要求

審査法に基づき以下の諸点を要求する。

- a 31条1項 口頭意見陳述を要求する。
- b 33条 原処分を裏付ける関係書類の証拠提出を要求する。
- c 34条 前述したとおりである。
- d 35条1項 同上。
- e 36条 同上。
- f 38条1項 前述33条に基づき証拠提出された関係書類の閲覧及び交付を要求する。

(以下略)

エ 原処分4

(ア) 理由

- a 当開示請求において問い質し糾弾している虚偽公文書二通は下記のとおりである。(中略)
- b 略
- c 審査請求人が当開示請求において問い質し糾弾した内容は(中略)「虚偽公文書は虚偽ではない」という嘘を吐いた事由及び根拠である(中略)。

dないしg 略

(イ) 要求

審査法に基づき以下の諸点を要求する。

- a 31条1項 口頭意見陳述を要求する。
- b 33条 原処分を裏付ける関係書類の証拠提出を要求する。
- c 34条 下記の三名に対して(中略)陳述することを要求する。
(中略)
- d 36条 下記の三名に対して(中略)質問することを要求する。
(中略)
- e 38条1項 前述33条に基づき証拠提出された関係書類の閲覧及び交付を要求する。

(以下略)

(2) 意見書

- ア (中略)理由説明書に対して以下のとおり論駁する。
- イ (中略)理由説明書に書いている内容は開示請求書を受け付けてから決定通知書を交付するまでの経緯だけであり本件審査請求書における疑義に対して何一つ答えておらずそれ故に当該内容では原処分に係る理由説明に全くなっていない。(中略)

ウ及びエ 略

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1

令和2年8月20日付け(受付日同年9月8日)審査請求人から法の規定に基づく22件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同年9月17日付け2高障求発222号「保有個人情報開示請求書に係る補正について(依頼)」(以下「求補正文書」という。)により補正を依頼したところ、期日までに回答がなかったことから補正の意思がないものとして件数を特定し、同年10月2日付け2高障求発第236号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行った。

期日までに手数料の納付がなかったことから、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法18条2項の規定に基づき令和2年10月8日付け2高障求発第260号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」により不開示決定とした原処分1は妥当である。

2 原処分2

令和2年8月22日付け(受付日同年9月8日)審査請求人から法の規定に基づく2件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同年9月17日付け2高障求発224号「保有個人情報開示請求書について(情報提供)」(以下「情報提供文書1」という。)により、取り消しの意思を確認するために情報提供を行った。

審査請求人から期日までに取り消しの申出がなく、令和2年10月2日付け2高障求発第237号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行ったところ、期日までに手数料の納付がなされず、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法18条2項の規定に基づき同年10月8日付け2高障求発第261号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)」により不開示決定とした原処分2は妥当である。

3 原処分3

令和2年8月22日付け(受付日同年9月8日)審査請求人から法の規定に基づく2件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同年9月17日付け2高障求発225号「保有個人情報開示請求書について(情報提供)」(以下「情報提供文書2」という。)により、取り消しの意思を確認するために情報提供を行った。

審査請求人から期日までに取り消しの申出がなく、令和2年10月2日付け2高障求発第238号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」により納付依頼を行ったところ、期日までに手数料の納付がなされず、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、

法 18 条 2 項の規定に基づき同年 10 月 8 日付け 2 高障求発第 262 号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により不開示決定とした原処分 3 は妥当である。

4 原処分 4

令和 2 年 10 月 17 日付け（受付日同月 20 日）審査請求人から法の規定に基づく 2 件の保有個人情報の開示請求があり、これに対し機構は、同月 23 日付け 2 高障求発 284 号「保有個人情報開示請求書について（情報提供）」（以下「情報提供文書 3」という。）により、取り消しの意思を確認するために情報提供を行った。

審査請求人から期日までに取り消しの申出がなく、令和 2 年 11 月 4 日付け 2 高障求発第 293 号「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について（依頼）」により納付依頼を行ったところ、期日までに手数料の納付がなされず、開示請求手数料の未納による形式上の不備により、法 18 条 2 項の規定に基づき同年 11 月 12 日付け 2 高障求発第 300 号「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」により不開示決定とした原処分 4 は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和 2 年 12 月 28 日 諮問の受理（令和 2 年（独個）諮問第 49 号ないし同第 52 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和 3 年 2 月 10 日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ④ 同年 8 月 31 日 審議（同上）
- ⑤ 同年 9 月 29 日 令和 2 年（独個）諮問第 49 号ないし同第 52 号の併合及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、開示請求者（審査請求人）に対し、各開示請求に必要な手数料の納付を求めたものの、納付期限までにこれが納付されなかったことから、開示請求に形式上の不備（開示請求手数料の未納）があるとして、不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところによると、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 開示請求手数料について

(ア) 開示請求をする者は、法26条1項において、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならないとされ、その手数料の額については、同条2項により、実費の範囲内において、かつ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律26条1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定めることとされている。

(イ) これを受けて、機構では、事務処理要領（平成17年3月29日要領第22号）において、開示請求手数料を、保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円と定めた上で、ただし書として、「一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を1通の開示請求書で行う場合には、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなすものとする」としている。

また、その納付の方法については、機構の個人情報保護窓口（企画部情報公開広報課）における現金納付、又は、個人情報保護窓口が指定する銀行口座への振込のいずれかの方法によることとしている。

なお、開示請求手数料が納付された場合には、機構において受領したことを示すため、実務上、開示請求書の所定の欄に、「領収済」印を押印し、納付額と納付日を記載することとしている。

イ 本件各開示請求の補正の経緯について

(ア) 開示請求者（審査請求人）から、開示請求手数料が未納のまま、本件対象保有個人情報の各開示請求が行われた。

(イ) 処分庁は、本件各開示請求を受けて、開示請求者に対して、以下のとおり補正依頼及び情報提供を行った。

a 原処分1（求補正文書）

文書1は、過去に審査請求人に対し送付した「保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）」の別紙及び不存在の文書であるが、当該文書の開示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに当該文書の記載を二重線又は斜線で取り消し、その上に訂正印を押印していただきたいこと。

b 原処分2ないし原処分4（情報提供文書1ないし情報提供文書3）

文書2ないし文書4は、不存在の文書であるが、当該文書の開

示請求を続ける場合、開示請求手数料が発生するため、開示請求を取りやめる場合は、期日までに「保有個人情報開示請求書取消申出書」を送付いただきたいこと。

(ウ) 上記(イ)の求補正文書及び各情報提供文書に対して、期日までに開示請求者から回答がなかったことから、処分庁は、原処分ごとに「保有個人情報開示請求に係る開示請求手数料の納付について(依頼)」(以下「納付依頼文書」という。)により、開示請求手数料を納付(銀行振込)するよう依頼した。

(エ) 求補正文書、各情報提供文書及び各納付依頼文書に対して、開示請求者からは回答がなく、納付期限までに開示請求手数料が納付されなかったことから、開示請求手数料納付の意思はないものと判断する以外に、開示請求手数料の未納による形式上の不備を理由として不開示の原処分を行った。

(2) 以下、検討する。

ア 当審査会において本件各開示請求書を確認したところ、機構が開示請求手数料を受領したことを示す押印並びに納付額及び納付日の記載のいずれも書面上に認めることはできず、本件開示請求について、審査請求人からは、機構に対し開示請求手数料が納付されなかったと認められる。

イ 諮問庁は、求補正文書、各情報提供文書及び各納付依頼文書に対して、審査請求人から回答がなかった旨説明するところ、これを否定するに足りる事情は認められず、処分庁が、審査請求人に開示請求手数料納付の意思はないものと判断したことは、不合理であるとはいえない。

ウ 以上のことから、本件各開示請求については、開示請求手数料の未納という形式上の不備があったと認められ、不開示とした原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査法31条1項、33条、34条、35条1項、36条及び38条1項に基づく対応を求める旨主張するが、法42条2項は、「開示決定等(中略)に係る審査請求」について審査法2章3節(28条ないし42条)等の規定は適用しない旨を定めていることから、原処分に審査法の当該規定の適用はなく、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 付言

原処分1ないし原処分3における保有個人情報不開示決定通知書の「開

示請求に係る保有個人情報の名称等」欄には、「(中略)外 計22件」, 「(中略)外 計2件」と、特定した保有個人情報の一部のみの名称が記載され、その余の保有個人情報の名称が省略されており、原処分でいかなる保有個人情報が特定されたのか明確とはいえない。

本来、特段の支障がない限り、開示決定等通知書には、特定した保有個人情報の名称等を具体的に記載すべきであり、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応されたい。

5 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、開示請求に開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙 本件対象保有個人情報記録された法人文書

1 文書1

「クリニック初診日が訂正されていない事由及び根拠」外 計22件

2 文書2

特定日付け特定文書番号の文書を作成するにあたって特定職員等に確認した内容を示す文書 外 計2件

3 文書3

特定日付け特定文書番号の文書の写しの存否に関して矛盾した回答となっている根拠を示す文書 外 計2件

4 文書4

特定日付け特定文書番号の文書及び特定職員が作成した職業評価の内容が虚偽ではない根拠が不存在にも関わらず、虚偽ではないとする事由及び根拠を示す法人文書